

2021年度 駒ヶ根市副食費基準額表(3歳以上児)

(2021年4月～2021年8月分)

【副食費基準額表】

定義		月額
市町村民税所得割課税世帯であって、 その所得割の額が次の区分に該当する 世帯	57,700円未満の世帯	円 0
	57,700円以上の世帯	3,000

<注1>

市町村民税所得割額については、配当控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除等の税額控除について適用しないものとします。

<注2>

入所児童と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及び、その他の扶養義務者(家計の主宰者に限る)の課税額の合計とします。

<注3>

入所児童の父母に、当該入所児童より年上の子が2人以上いる場合、当該入所児童の副食費は徴収しません。

<注4>

各期納期限は通常月末日ですが、月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその翌営業日になります。なお、12月の納期限は25日です。

【2021年度納期限一覧】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
4月30日(金)	5月31日(月)	6月30日(水)	8月2日(月)	8月31日(火)	9月30日(木)
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
11月1日(月)	11月30日(火)	12月27日(月)	1月31日(月)	2月28日(月)	3月31日(木)